

輸出入申告官署の自由化

【 Q & A 】

**平成 29 年 9 月
関 稅 局 業 務 課**

目 次

1. 輸出入申告官署の自由化に係る効果等	1
Q 1－1 輸出入申告官署の自由化に係る効果如何。	1
Q 1－2 輸出入申告官署の自由化により、税関における業務処理が遅延し、通関の迅速性が損なわれるのではないか。	1
Q 1－3 輸出入申告官署の自由化に当たっては、申告官署をあらかじめ税関に届け出る必要はあるか。	1
2. 輸出入申告官署の自由化の対象	2
Q 2－1 輸出入申告官署の自由化の対象とならない手続は何か。	2
Q 2－2 ワシントン条約該当貨物の輸入手続については、輸出入申告官署の自由化の対象となるのか。	2
Q 2－3 特定外来生物の輸入手続については、輸出入申告官署の自由化の対象となるのか。	2
Q 2－4 輸出入申告官署の自由化を利用した手続について、後続の手続を行う官署も同様に自由化の対象となるのか。	3
Q 2－5 AEO通関業者自身が輸出者又は輸入者として行う輸出申告又は輸入申告について、輸出入申告官署の自由化を利用するため、AEO輸出者又はAEO輸入者の承認を受ける必要がある理由は何か。	3
3. 自由化申告及び関係書類の提出の方法	4
Q 3－1 関係書類の電子データの容量が「申告添付登録（MS X）」業務の容量制限（10MB）を超過するかの確認については、輸出入者又は通関業者において行うことになるのか。	4
Q 3－2 関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過していると誤認して関係書類を書面により提出した場合であっても、自由化申告は有効か。	4
Q 3－3 関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過する場合に、仕入書等の関係書類の一部をMS X業務を使用して電磁的記録により提出し、残りの資料を書面により提出することは可能か。	4
Q 3－4 関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過した場合、超過分のファイル又は全てのファイルをMS B業務で別に提出することは可能か。	4
Q 3－5 関係書類を追加で提出することになり、関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過する場合、追加となつた資料のみ書面により提出することは可能か。また、当初容量制限を超過するため書面で提出したが、資料の差替等の理由により容量制限を超過しなくなつた場合も、引き続き書面により提出することは可能か。	4
Q 3－6 欄数が100欄以上である申告や、1申告あたり6B/L以上の申告などNACSの仕様上、NACC Sを使用して申告を行うことができない場合、自由化申告を行うことは可能か。	4
Q 3－7 税関による申告の審査の過程において原本を税関に提出する必要がある特定の	

関係書類にはどのようなものがあるか。	5
Q 3－8 関税定率法第16条の適用を受けるために、「簡易通関依頼書」を書面で税關に提出する場合であっても自由化申告を行うことは可能か。	5
Q 3－9 関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）に係る関係書類として、生地見本を税關に提出する場合は、自由化申告を行うことが可能か。	5
4. 自由化申告における検査等.....	6
Q 4－1 自由化申告については、蔵置官署から通関業者等に検査通知が行われることにより、通関業者等への検査通知が大幅に遅くなるのではないか。	6
Q 4－2 自由化申告については、審査は申告官署の税關職員が、検査は蔵置官署の税關職員が、それぞれ実施することになるが、厳格な水際の取締りが可能なのか。	6
Q 4－3 税關が検査を行う場所から遠方に所在するために検査に立ち会うことが困難であるが、何らかの措置はあり得るか。	6
Q 4－4 申告官署に貨物を持ち込んで貨物確認を受けることは可能か。また、この場合における貨物確認日時等の調整は申告官署と蔵置官署のどちらが行うのか。	6
Q 4－5 申告手続を行う通関業者が蔵置官署周辺に通関営業所を設置していないが、保税蔵置場を有しているような場合、保税蔵置場の社員等の通関業務に従事していない者が検査への立会いを行うことは可能か。	7
Q 4－6 輸出入申告をする通関業者（代理人）ではない通関営業所又は他社の通関業者へ検査立会者を委託する際、制限はあるか。	7
5. 税關官署の開庁時間外における税關の対応.....	8
Q 5－1 「汎用申請（HYS）」業務を利用して開庁時間外の事務の執行を求める届出を行う場合、「時間外執務要請届（OSA）」業務のように、「区分2以上になった際、審査、検査及び許可は翌開庁日で構わない場合」と「区分2以上になった際、当日中に審査、検査及び許可まで希望する場合」で届出の内容を選択することは可能か。	8
Q 5－2 蔵置官署の開庁時間外に自由化申告を行って審査区分が区分3となった場合であっても、蔵置官署における検査については、翌開庁日を待つことなく対応してもらえるのか。	8
Q 5－3 検査を実施する税關官署において事務の執行上支障がない場合とは、どのようなケースか。	8
Q 5－4 税關官署の開庁時間はどのように確認すればよいか。	8
6. 自由化申告に関する取扱い等について	9
Q 6－1 知的財産侵害疑義物品が発見された場合の処理は、申告官署又は蔵置官署のどちらが行うのか。	9
Q 6－2 分散蔵置されている貨物の取扱いはどのようになるのか。	9
Q 6－3 都道府県が異なる保税蔵置場に蔵置された貨物に関する複数の輸入申告を一の税關官署に対して行った場合、それら複数の輸入申告に係る特例申告、修正申告又は更正の請求の取扱いはどのようになるのか。	9
Q 6－4 少額貨物簡易通關扱いとなる輸出申告等において蔵置税關の蔵置税關部門コードが実際に担当する部門と異なる部門コードが表示されるが何故か。	9
Q 6－5 申告官署を誤って自由化申告を行った場合に、その申告を撤回することは可能か。	10

Q 6－6　自由化に係る申告撤回申出書については、「汎用申請（HYS）」業務を利用して提出することは可能か。	10
Q 6－7　一括担保は申告官署に対して提供する必要があるのか。また、遠方に所在する税関官署への申告を予定している場合、最寄りの税関官署に一括担保に係る担保提供書を提出することは可能か。	10
Q 6－8　特定の官署を選択して担保提供書を提出している場合において、当該官署として登録していない官署に自由化申告をする場合は、あらかじめ使用予定官署の追加をする必要があるのか。	10
Q 6－9　関税法第35条（税関職員の派出）の規定による税関長の承認を受けた保税地域以外の保税地域に置かれている貨物について、その承認に係る政令派出所に自由化申告を行うことは可能か。また、その承認を受けた保税地域に置かれている貨物について他の税関官署に自由化申告を行うことは可能か。	10
Q 6－10　税関事務管理人の届出手続はどのようになるのか。	11

1. 輸出入申告官署の自由化に係る効果等

Q 1－1 輸出入申告官署の自由化に係る効果如何。

A 輸出入申告官署の自由化により、輸出入申告を行うことができる官署の選択肢が広がることで、貿易関係事業者（輸出入者、通関業者）は、自社にとって利便性の高い官署に申告を集約し、当該官署に近接した営業所において申告書類の作成や申告手続を一元的に行う、といったことが可能となります。

このように、各事業者において、それぞれの実情に応じて輸出入申告官署の自由化をご活用いただくことで、輸出入に係る事務の効率化やコスト削減が可能となり、貿易の円滑化に資すると考えています。

また、輸出入申告官署の自由化に併せた通関業の営業区域制限の廃止により、AEOを取得しているか否かにかかわらず、すべての通関業者は、全国の税関官署に輸出入申告をすることが可能となります。これにより、営業所を設置していない地域への進出やサービスの多様化等を図ることが可能となり、ビジネスをより広げるチャンスであるとのご意見も聞いています。

Q 1－2 輸出入申告官署の自由化により、税関における業務処理が遅延し、通関の迅速性が損なわれるのではないか。

A 自由化申告に係る税関の審査及び検査に際しては、システム等の活用により申告官署と蔵置官署とで申告内容を共有して、円滑な事務処理に努め、税関における業務処理が遅延することのないよう適切に対応していくこととしています。

Q 1－3 輸出入申告官署の自由化に当たっては、申告官署をあらかじめ税間に届け出る必要はあるか。

A あらかじめ税間に届け出る必要はなく、申告ごとに申告先官署を自由に選択できることとしています。

2. 輸出入申告官署の自由化の対象

Q 2-1 輸出入申告官署の自由化の対象とならない手続は何か。

A 次の手続については、輸出入申告官署の自由化の対象外となります。

- ① マニュアルによる輸出入申告（カルネ手帳による輸出入申告を含む。）
- ② 申告添付登録（MSX）業務が可能であるにもかかわらず、AEO事業者等の都合による紙申告
- ③ 窓口電子申告（KIOSK）端末による申告
- ④ 輸出貿易管理令に定める武器関連物資等（関税法施行令第59条の8第1号及び第2号）に係る輸出申告
- ⑤ 日米相互防衛援助協定（MDA協定）該当貨物（関税法施行令第59条の8第3号、第59条の21）に係る輸出入申告
- ⑥ AEO輸出入者としての承認を受けていないAEO通関業者の自社申告
- ⑦ 保税運送の申告（併せ運送を除く。）及び見本の一時持出しの許可申請等の輸出入申告手続以外の手続
- ⑧ 関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）に係る関係書類として生地見本を提出して輸出入申告をする場合（自由化申告を行った後、税關の審査により生地見本を提出する場合を除く。）
- ⑨ 関税割当証明書について、MSX業務を利用せず、輸入申告の際に書面で提出する場合（関税割当裏落内容仮登録（TQC）業務により登録した場合を除く。）

Q 2-2 ワシントン条約該当貨物の輸入手続については、輸出入申告官署の自由化の対象となるのか。

A 輸出入申告官署の自由化の対象とはなりますが申告官署及び蔵置官署が限定されます。具体的には申告官署及び蔵置官署の双方が、「ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第253号）」に規定されているワシントン条約該当貨物の指定官署のうちいずれかの官署である場合に限られます。輸出手続については、この限りではありません。

なお、本関管轄区域に近接する指定検査場に置かれているワシントン条約該当貨物に係る申告については、その本關に対してのみ行うことが可能であり、本關以外の指定官署に対して自由化申告を行うことはできません。

また、非指定官署構内及び非指定官署管轄区域内の保税地域に置かれているワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に該当する貨物に係る申告については、その非指定官署が所属する税關の本關に対してのみ行うことができます。

Q 2-3 特定外来生物の輸入手続については、輸出入申告官署の自由化の対象となるのか。

A 輸出入申告官署の自由化の対象とはなりますが申告官署及び蔵置官署が限定されます。具体的には申告官署及び蔵置官署の双方が、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について」（平成17年5月27日財関第673号）に規定されている特定外来生物の輸入通関手續が実施できる税關官署である東京税關成田航空貨物出張所、大阪税關関西空港税關支署、名古屋税關中部空港税關支署及び門司税關福岡空港税關支署のうち、いずれかの官署である場合に限られます。輸出手続については、この限りではありません。

Q 2－4 輸出入申告官署の自由化を利用した手続について、後続の手続を行う官署も同様に自由化の対象となるのか。

A 次の手続については、輸出入申告等の先行又は後続手続であることから、申告官署において実施します。

- ① 特例申告
- ② B P承認貨物に係る輸入許可（I B P）手続
- ③ 本船扱い承認申請、ふ中扱い承認申請
- ④ 裏落しに係る手続
- ⑤ 修正申告・更正の請求
- ⑥ 戻し税に係る手続
- ⑦ 輸出許可内容変更申請（「輸出許可後の船名・数量変更」）
- ⑧ 申告撤回及び許可取消
- ⑨ システム申告後に手作業移行したマニュアル申告

注 1) 上記①については、すでに引取申告済みのものに限る。また、関税法基本通達7の2－1（1）により申告官署を管轄する税関の本関でも可能。

注 2) 上記⑥の場合、関税定率法第20条（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の手続における「違約品等保税地域搬入届」については、蔵置官署の保税部門に提出。

注 3) 上記⑦については、輸出許可をした税関官署と異なる税関官署の管轄区域に併せ運送がされた場合においては、到着地を管轄する税関官署において申請を受け付けることも可能。

Q 2－5 AEO通関業者自身が輸出者又は輸入者として行う輸出申告又は輸入申告について、輸出入申告官署の自由化を利用するため、AEO輸出者又はAEO輸入者の承認を受ける必要がある理由は何か。

A AEO通関業者については、他人の依頼を受けて行う通関業務を適正かつ確実に遂行することができる者としてAEOの認定を受けており、AEO輸出者又はAEO輸入者とは異なり、自社の貨物に係る通関業務に関しては、AEOの認定要件とはなっていないためです。

3. 自由化申告及び関係書類の提出の方法

Q 3－1 関係書類の電子データの容量が「申告添付登録（MS X）」業務の容量制限（10MB）を超過するかの確認については、輸出入者又は通関業者において行うことになるのか。

A 自由化申告に係る関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過するかの確認については、これまでどおり輸出入者又は通関業者において行うことになります。

Q 3－2 関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過していると誤認して関係書類を書面により提出した場合であっても、自由化申告は有効か。

A 自由化申告について、実際の関係書類データ容量が10MB以内であった場合においては、改めてMS X業務を利用して電子データで関係書類を提出する必要があります。

Q 3－3 関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過する場合に、仕入書等の関係書類の一部をMS X業務を使用して電磁的記録により提出し、残りの資料を書面により提出することは可能か。

A 自由化申告について、仕入書等の関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過した場合においては、これまでどおり全ての関係書類を書面で提出することになります。なお、提出しようとする書類の中に関係書類のほか商品カタログ等の参考資料がある場合には、その参考資料は「添付ファイル登録（MS B）」業務や書面により提出することができます。

Q 3－4 関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過した場合、超過分のファイル又は全てのファイルをMS B業務で別に提出することは可能か。

A 自由化申告に係る関係書類の電子データの容量が容量制限（10MB）を超過した場合、当該関係書類をMS B業務を利用して別に提出することはできません。この場合は、すべての関係書類を書面で提出することになります。

Q 3－5 関係書類を追加で提出することになり、関係書類の電子データの容量がMS X業務の容量制限（10MB）を超過する場合、追加となった資料のみ書面により提出することは可能か。また、当初容量制限を超過するため書面で提出したが、資料の差替等の理由により容量制限を超過しなくなった場合も、引き続き書面により提出することは可能か。

A 税関の審査により、関係書類の差替えなどがあり、容量制限を超えた場合は、税関へ申し出た上で「申告添付訂正（MSY01）」業務を利用して窓口提出への切り替えを行い、既にMS X業務により提出済みの関係書類を含め、すべての関係書類を書面で提出することになります。また、当初書面で提出したが、書類の差替え等により、結果として容量制限内に収まった場合は、改めて「申告添付登録（MS X）」業務により関係書類を提出することになります

Q 3－6 欄数が100欄以上である申告や、1申告あたり6B/L以上の申告などNACCSの仕様上、NACCSを使用して申告を行うことができない場合、自由化申告を行うことは可能か。

A NACCSの仕様上、NACCSを使用して申告を行うことができない場合は、自由化申告を行うことはできません。

Q 3－7 税関による申告の審査の過程において原本を税関に提出する必要がある特定の関係書類にはどのようなものがあるか。

A 税関による申告の審査の過程において関係書類の原本を書面で提出する必要があるものは、例えば、次のような書類です。

① 関税法第70条に規定する他法令確認書類

- ・ ワシントン条約附属書に掲げる動植物に係る「輸出許可書」及び「再輸出証明書等」
- ・ 輸出貿易管理令に係る「輸出許可証」（貿易管理サブシステムを利用した場合を除く）
- ・ くろまぐろ、みなみまぐろ又はめかじきに係る「漁獲証明書」、「統計証明書」又は「再輸出証明書」

② 関税定率法等に基づく関税等の減免税の書類

- ・ 関税定率法第16条に係る「簡易通関依頼書」

Q 3－8 関税定率法第16条の適用を受けるために、「簡易通関依頼書」を書面で税関に提出する場合であっても自由化申告を行うことは可能か。

A 「簡易通関依頼書」については、税関による申告の審査の過程においてその原本を書面で提出する必要がある書類であるため、これを書面で税関に提出して自由化申告を行うことができます。

Q 3－9 関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）に係る関係書類として、生地見本を税関に提出する場合は、自由化申告を行うことが可能か。

A 関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）に係る関係書類として生地見本を税関に提出する場合は、自由化申告を行うことができませんが、生地見本の提出に代えて、生地の規格等の同一性の確認に必要な事項を記載した確認申告書（その添付書類を含む。）をMSX業務を利用して税関に提出する場合は、自由化申告を行うことができます。

ただし、輸出時に確認申告書を書面で税関に提出し自由化申告を行わなかった場合であっても、輸入時にその確認申告書をMSX業務を利用して税関に提出するときは、自由化申告を行うことが可能です。したがって、輸出時に確認申告書に代えて生地見本を提出した場合には、輸入時には自由化申告を行うことはできません。

なお、自由化申告を行った後、税関の審査において生地見本の提出を求められた場合には、自由化申告を有効なものとして取り扱いますので、撤回等をする必要はありません。

4. 自由化申告における検査等

Q 4-1 自由化申告については、蔵置官署から通関業者等に検査通知が行われることにより、通関業者等への検査通知が大幅に遅くなるのではないか。

A 自由化申告に係る税関の審査及び検査については、システム等を活用して申告官署と蔵置官署の間で申告内容を共有することにより、円滑な事務処理に努めることとしており、通関業者等への検査通知が大幅に遅れることはないと適切に対応いたします。

Q 4-2 自由化申告については、審査は申告官署の税関職員が、検査は蔵置官署の税関職員が、それぞれ実施することになるが、厳格な水際の取締りが可能なのか。

A 自由化申告については、申告官署、蔵置官署それぞれが、これまでどおり書類審査や検査を適切に行うとともに、申告官署と蔵置官署の連携が効果的に行われるよう、システム等を活用して申告内容を共有し、検査の具体的な内容に関する連絡等を行うことにより、水際での取締りに支障をきたすことがないよう適切に対応いたします。

Q 4-3 税関が検査を行う場所から遠方に所在するために検査に立ち会うことが困難であるが、何らかの措置はあり得るか。

A 特別な措置はありませんが、申告を行った通関業者等が検査に立ち会えないような場合は、他の方に立会いを委託して差し支えありません。なお、検査立会者が入力されている場合には、検査日時等の連絡・調整は蔵置官署と検査立会者との間で行います。

Q 4-4 申告官署に貨物を持ち込んで貨物確認を受けることは可能か。また、この場合における貨物確認日時等の調整は申告官署と蔵置官署のどちらが行うのか。

A 申告官署に貨物を持ち込んで貨物確認を受けることができる範囲は、申告官署と蔵置官署の双方が次の表の区分ごとの税関官署に該当する場合となります。また、この場合における貨物確認日時等の調整は申告官署が行います。

ただし、申告官署において貨物確認を受けることを希望する場合であっても、税關において取締り上の支障があると認められるときは、原則どおり、蔵置官署において貨物確認を行います。

区分	税関	税関官署
1	東京	本関、大井出張所
2	横浜	本関、鶴見出張所、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所
3	神戸	本関、ポートアイランド出張所、六甲アイランド出張所、摩耶埠頭出張所
4	大阪	本関、南港出張所、桜島出張所
5	名古屋	本関、稻永出張所、南部出張所、西部出張所
6	門司	本関、田野浦出張所
7	門司	博多税関支署、福岡空港税関支署

Q 4－5 申告手続を行う通関業者が蔵置官署周辺に通関営業所を設置していないが、保税蔵置場を有しているような場合、保税蔵置場の社員等の通関業務に従事していない者が検査への立会いを行うことは可能か。

A 税関の検査の際は、税関職員から質問が行われ、それに対して検査の立会者から主張・陳述が行われることが一般的であり、その主張・陳述は通関業法上の通関業務に当たることから、主張・陳述を伴う検査への立会いは、通関士又は通関業務従業者が行う必要があります。

保税蔵置場の社員等、これまで自社の通関業務に従事していなかった者が税関の検査において主張・陳述を行う場合には、通関営業所における通関業務従業者として税關へ届け出ることが必要です。

Q 4－6 輸出入申告をする通関業者（代理人）ではない通関営業所又は他社の通関業者へ検査立会者を委託する際、制限はあるか。

A 検査立会者の資格に特段の制限はありませんが、税関の質問に対して輸出入者の代わりに主張・陳述を行おうとする場合、主張・陳述は通関業法上の通関業務に当たることから、主張・陳述を伴う検査への立会いは、通関士又は通関業務従業者が行う必要があります。

なお、他の通関業者に検査の立会いを委託する際は輸出入者の許諾を得る必要があります。

(参考1) 申告手続を行った通関営業所以外の営業所の者が検査立会いを行う場合について

検査立会者の所属区分	輸出入者（依頼者）の 許諾の必要性	主張・陳述の可否
①自社の通関営業所の通 関士・通関業務従業者	不要	可
②自社の非通関営業所の 社員等	不要	不可 (自社の通関営業所の通関業務従業者として届け出ていれば可)

(参考2) 申告手続を行った通関業者以外の通関業者の従業者が検査立会いを行う場合について

検査立会者の所属区分	輸出入者（依頼者）の 許諾の必要性	主張・陳述の可否
③他社の通関営業所の通 関業務従業者	要	可
④他社の非通関営業所の社 員等	要	不可 (他社で通関営業所の通関業務従業者として届け出ていれば可)

5. 税関官署の開庁時間外における税関の対応

Q 5-1 「汎用申請（HYS）」業務を利用して開庁時間外の事務の執行を求める届出を行う場合、「時間外執務要請届（OSA）」業務のように、「区分2以上になった際、審査、検査及び許可は翌開庁日で構わない場合」と「区分2以上になった際、当日中に審査、検査及び許可まで希望する場合」で届出の内容を選択することは可能か。

A HYS業務を利用して開庁時間外の事務の執行を求める届出を行う場合は、OSA業務で届出を行う場合と異なり届出の内容を選択することはできません。

※ 「時間外執務要請届（OSA）」業務においては、届出の内容について、届出種別「A：区分2以上になった際、当日中に審査、検査及び許可まで希望する場合」と「E：区分2以上になった際、審査、検査及び許可は翌開庁日で構わない場合」のいずれかの選択が可能。

Q 5-2 蔽置官署の開庁時間外に自由化申告を行って審査区分が区分3となった場合であっても、蔽置官署における検査については、翌開庁日を待つことなく対応してもらえるのか。

A 蔽置官署の執務時間外の検査については、申告官署及び蔽置官署双方の開庁時間内に申告官署へ開庁時間外の検査について事前の申出が行われていないため、原則として翌開庁日以降の対応となります。

このため、蔽置官署の開庁時間外に自由化申告を行う予定がある場合は、申告官署及び蔽置官署双方の開庁時間内に申告官署に事前の申出を行い、蔽置官署の開庁時間外における対応について相談を行ってください。

Q 5-3 検査を実施する税関官署において事務の執行上支障がない場合とは、どのようなケースか。

A 検査を実施する税関官署において事務の執行上支障がない場合とは、下記①及び②以外のケースをいいます。

- ①関税法第98条第1項の規定による税関官署の開庁時間外における事務の執行の求めに係る事務が貨物の特別な検査等を要するものである場合等であって、当該事務を開庁時間外に行うことが困難であることが明らかであるとき
- ②災害その他やむを得ない事由により、開庁時間外における執務の求めに対応することが困難であることが明らかであるとき

参照：関税法基本通達98-1

Q 5-4 税関官署の開庁時間はどのように確認すればよいか。

A 税関官署の開庁時間については、税関ホームページで確認することができます。

【税関ホームページ：通関等窓口の開庁時間】

<http://www.customs.go.jp/tsukan/jikangai.htm>

6. 自由化申告に関する取扱い等について

Q 6－1 知的財産侵害疑義物品が発見された場合の処理は、申告官署又は蔵置官署のどちらが行うのか。

A 知的財産侵害疑義物品が発見された場合には、蔵置官署において認定手続等の処理を行います。

Q 6－2 分散蔵置されている貨物の取扱いはどのようになるのか。

A 輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受ける貨物を除く。）が一の税関の管轄区域内（都道府県をまたがない場合に限る。）における複数の保税地域に分散して置かれている場合であって、当該輸入貨物を一の保税地域に置くことが困難である等、やむを得ない事情があると認められるときは、当該輸入貨物に係る輸入申告を一の輸入申告により行うことは可能です。

Q 6－3 都道府県が異なる保税蔵置場に蔵置された貨物に関する複数の輸入申告を一の税関官署に対して行った場合、それら複数の輸入申告に係る特例申告、修正申告又は更正の請求の取扱いはどのようになるのか。

A 特例申告、修正申告又は更正の請求（以下「修正申告等」という。）については、当初行われた輸入申告の後続手続となることから、当初の輸入申告が行われた税関官署（申告官署）に対して行うことになります。

なお、同一輸入者の複数の輸入申告に係る修正申告等を一の修正申告等により行う場合には、地方消費税の納税地ごとに分割して修正申告等を行う必要があります。

例えば、

- A申告 申告官署一東京税関本関 納税地一東京都
- B申告 申告官署一東京税関本関 納税地一東京都
- C申告 申告官署一東京税関本関 納税地一神奈川県
- D申告 申告官署一横浜税関本関 納税地一東京都

の場合、ABCに係る修正申告等は全て申告官署である東京税関本関へ行う必要がありますが、C申告は納税地が異なるため、A申告やB申告と一緒にして行うことはできません。また、D申告に係る修正申告等は、当初の申告官署が横浜税關であるため、東京税關に対して行うことはできません。

Q 6－4 少額貨物簡易通関扱いとなる輸出申告等において蔵置税關の蔵置税關部門コードが実際に担当する部門と異なる部門コードが表示されるが何故か。

A 「蔵置税關」については、通關予定蔵置場（保税地域コード）からの自動払出しにより決定し、「蔵置税關部門」については、輸出統計品目番号又は品目コードからの自動払出しにより決定することされています。

したがいまして、①輸出統計品目番号が入力されない（下記①④）、又は②官署ごとに使用すべき品目コードが異なる（下記②③）一部の輸出入申告等（参考）が行われた場合には、「蔵置部門」は輸出統計品目番号又は品目コードによらずあらかじめ税關で登録した特定の部門コードが払い出されることとなります。この場合、実際に検査を担当する部門とは異なる部門が払い出されることがありますので、税關への問合せに際しましては、税關ホームページに記載の連絡先をご参照ください。

(参考) 輸出統計品目番号が入力されない、又は官署ごとに使用すべき品目コードが異なる輸出入申告等

- ① 少額貨物簡易通関扱いとなる輸出申告（輸出統計品目番号の入力不要）
- ② 関税定率法第14条第18号が適用される輸入申告（98類のコードを使用）
- ③ 関税定率法付表第2（少額輸入貨物に対する簡易税率）第7号（その他の品目）が適用される輸入申告（99類のコードを使用）
- ④ 展示等積戻し申告（輸出統計品目番号の入力不要）

Q 6-5 申告官署を誤って自由化申告を行った場合に、その申告を撤回することは可能か。

A 自由化申告については、原則として、申告官署を誤ったという理由のみに基づく申告撤回は認められません。

Q 6-6 自由化に係る申告撤回申出書については、「汎用申請（HYS）」業務を利用して提出することは可能か。

A 申告撤回申出書については、「汎用申請（HYS）業務」の対象となっていないため、書面で申告官署に提出することとなります。

Q 6-7 一括担保は申告官署に対して提供する必要があるのか。また、遠方に所在する税関官署への申告を予定している場合、最寄りの税関官署に一括担保に係る担保提供書を提出することは可能か。

A 納期限の延長等の税関に担保を提供することとされている手続を利用する場合は、これまでどおり、その手続を利用しようとする申告官署に対して担保を提供する必要があり、一括担保も同様です。

また、一括担保に係る担保提供書を提出する税関官署については、これまでどおり、登録する際に全官署を選択する場合はどちらの官署へも提出することができます。特定の官署を選択する場合は、選択する官署へ提出してください。

Q 6-8 特定の官署を選択して担保提供書を提出している場合において、当該官署として登録していない官署に自由化申告をする場合は、あらかじめ使用予定官署の追加をする必要があるのか。

A あらかじめ担保提供書を提出した官署において、申告を行う予定官署の追加登録をする必要があります。

Q 6-9 関税法第35条（税関職員の派出）の規定による税関長の承認を受けた保税地域以外の保税地域に置かれている貨物について、その承認に係る政令派出所に自由化申告を行うことは可能か。また、その承認を受けた保税地域に置かれている貨物について他の税関官署に自由化申告を行うことは可能か。

A 関税法第35条（税関職員の派出）の規定による税関長の承認を受けた保税地域以外の保税地域に置かれている貨物について、その承認に係る政令派出所に対して自由化申告を行うことはできません。また、その承認を受けた保税地域に置かれている貨物について、他の税関官署（政令派出所を除く）に自由化申告を行うことはできます。

Q 6-10 税関事務管理人の届出手続はどのようになるのか。

A 税関事務管理人の届出については、これまでどおり、輸出入申告等の税関関係手続等を行う税関（申告官署）に届け出ていただく必要があります。